

O-10 供給処理施設の実態・課題

■ 施設概要

供給処理施設は、ごみ処理施設と資源化施設、ごみの収集に関する施設等に分けられます。町田市内にはごみ処理施設である焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設が1か所、資源化に関する施設が4か所、ごみの収集に関する施設が3か所、排水浄化施設、し尿投入施設がそれぞれ1か所あります。

〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
忠生		町田リサイクル文化センター	24,448	1982	
忠生		ビン・カン選別施設（資源化施設）	499	1979	
忠生		リサイクル広場まちだ	243	1997	
北部の丘陵		町田市剪定枝資源化センター	2,948	2007	
南		リレーセンターみなみ	2,374	1984	
南		南収集事務所	479	1998	
忠生		排水浄化センター	574	1977	
忠生		境川クリーンセンター	1,201	1990	

■ 実態と課題

- 〔配置〕 ・ 町田リサイクル文化センター周辺に施設が集中している。
- 〔建物〕 ・ 町田リサイクル文化センターは築36年以上が経過しており老朽化により建替えを進めている。他の施設も同様に老朽化が進んでいる。
- 〔機能〕 ・ 一般廃棄物の焼却、不燃・粗大ごみ処理をするリサイクル文化センター、ビン・カン等を選別・貯留しているビン・カン選別施設、剪定枝をたい肥（土壌改良材）化する町田市剪定枝資源化センターなどがある。そのほか、収集機能、排水浄化機能、し尿投入機能を有した施設がある。
- 〔利用〕 ・ 市民が生活するうえで必要不可欠な施設であり、2015年度の収集・持込量は、ごみ：97,553t 資源：16,763t し尿：2,077kL 浄化槽汚泥：7,526kLであった。
- 〔運営〕 ・ 直営が施設（うち賃貸借している施設が1施設）、委託が5施設ある。
- ・ 町田リサイクル文化センターは、建替え後、施設は市が所有し、管理・運営を民間が行う。

■ 4つの視点から

行政関与の必要性

- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬、処分しなければならないと定められており、サービス・機能の提供が義務付けられている。

設置目的との整合性

- ・ 当初より供給処理施設として運営しており整合している。

利用状況の妥当性

- ・ 建替え後の町田リサイクル文化センターは、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」で掲げたごみとして処理する量を 2009 年度比で 40%削減するという方針に基づき、施設規模を決定したため、現在よりも規模を縮小して整備する。
- ・ 新たに分散整備を予定している資源ごみ処理施設については、現在行っているビン・カン処理に加え、容器包装リサイクル法に基づき、容器包装プラスチックの処理施設を整備する。2ヶ所に分散整備ことで、施設相互の補完機能も有している。
- ・ 境川クリーンセンターのし尿投入施設は、今後のし尿処理事業に見合った施設として敷地内に移転改修を進めている。
- ・ 境川クリーンセンターの旧管理棟については、周辺住民の理解を得ながら転用を行っている。

施設の代替性

- ・ 代替できる民間施設はないが、委託などによる民間事業者の運営は可能である。

〔現状・課題のまとめ〕

市内で発生する一般廃棄物の処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、2011年に策定された「一般廃棄物資源化基本計画」を踏まえ、減量施策及び施設整備計画を進めています。

現在、町田リサイクル文化センターは、ごみとして処理する量を削減するという方針で策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」のとおり、現在よりも規模を縮小して整備を進めています。また、資源ごみ処理施設は、2016年4月から既存施設であるリレーセンターみなみに設備を追加し、今後新たな施設を2カ所に分散整備予定です。

整備・運営については、新たなごみ処理施設整備にあたり実施した「町田市ごみの資源化施設における整備・運営の事業方式検討」の結果を受けて、町田リサイクル文化センターはDBO方式（公設民営）、資源ごみ処理施設の整備は公設公営方式で整備することを選定しています。今後は、市民の安全・安心を確保しつつ効率的に施設整備を推進していくことが課題です。

▷ O-10 供給処理施設の今後の方向性

■ 今後の方向性

L

PP

生活に必要な施設として、効率的かつ適切に維持していく。